

農林水産省

○経済産業省告示第

号

環境省

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第四条第一項の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成二十六年五月十六日経済産業省告示第二号）の一部を次のように変更したので、同法第四条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき公表する。

年 月 日

農林水産大臣 吉川 貴盛

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

号 出 発	号 出 発
<p>第 1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項</p> <p>1 意義 (略)</p> <p>以上を踏まえ、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電は、地域の農林漁業の健全な発展と調和をとりながら促進する必要がある。また、東日本大震災の津波による被害を受けた市町村や東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示の対象となった市町村（以下「被災市町村」という。）の多くが農山漁村であることに鑑み、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）の運用に当たっては、被災市町村の復興の加速化にも資するよう、手続の円滑化等に配慮する必要がある。</p> <p><u>農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電を当該地域の所得向上に結び付けるためには、地域金融機関や農林漁業者を含む市民が資金を出し、発電設備の施工、メンテナンス、運営から売電まで幅広く地元企業が参画するなど、地域の主体が発電事業に参画し、地域経済循環を高めるという視点が重要である。</u></p> <p><u>法の運用開始後、平成 27 年に地球規模の環境危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「パリ協定」が採択された。「パリ協定」の発効を契機に世界が脱炭素社会に向けて舵を切り、ESG投資などの動きが拡大している。そうした中で持続可能な社会の実現に向けた貢献として、農山漁村等で発電された再生可能エネルギー電気に価値を見い出す企業や消費者等が現</u></p>	<p>第 1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項</p> <p>1 意義 (略)</p> <p>以上を踏まえ、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電は、地域の農林漁業の健全な発展と調和をとりながら促進する必要がある。また、東日本大震災の津波による被害を受けた市町村や東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示の対象となった市町村（以下「被災市町村」という。）の多くが農山漁村であることに鑑み、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）の運用に当たっては、被災市町村の復興の加速化にも資するよう、手続の円滑化等に配慮する必要がある。</p>

れており、この動きは再生可能エネルギー発電事業による農山漁村活性化を支援するものである。昨今、小売電気事業において、電気の調達先を明らかにする他にも、ブロックチェーン技術やIoT技術を活用し、どの発電所で発電した電気か分かるように農山漁村等で発電した再生可能エネルギー電気を企業や消費者等へ供給する取組も生まれており、発電所の特色を踏まえた電気の差別化の取組の進展が期待される。農山漁村で発電された再生可能エネルギー電気の安定的な需要を確保し、地域との共生を図りつつ自立化に向かう上でも、電気の差別化や消費者に対する価値の訴求に向けた取組は重要である。

さらに、平成30年には平成30年7月豪雨、台風21号、台風24号及び平成30年北海道胆振東部地震と立て続けに自然災害が発生し、大規模停電に見舞われた。今後、気候変動による短時間強雨の頻度の増加や強い台風の増加等により被害を受ける可能性がある中で、非常時に備えた農林漁業、食料産業や農山漁村におけるエネルギー源の多層化の手段として、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築の重要性が高まりつつある。

このような状況の変化を踏まえながら、平成の次の新たな時代にふさわしい農山漁村、地域と共生する質の高い再生可能エネルギー発電事業の促進を図り、農山漁村、地域の活性化を図ることが重要である。

2 目標

再生可能エネルギー電気を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区について増加傾向を維持し、2023年度において、当該取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模を600億円にすることを目指す。

第2 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

2 目標
平成30年度において、法の措置の活用等により再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区が全国100地区以上、当該取組を行うための検討に着手している地区が全国200地区以上存在していることを目指す。

第2 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

1 国による施策の総合的な推進

(略)

(1) 市町村による基本計画の作成の促進

農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電が促進されるためには、法の基本理念及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針に即し、市町村による農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）が適切かつ速やかに作成され、円滑かつ確実に実施される必要がある。

このため、国は、モデル事例のノウハウの共有化及び他地域への展開をはじめとする農山漁村において再生可能エネルギー電気の発電の導入を促進するための国の各種施策の充実、基本計画の作成に当たり重要な役割を果たすことが期待される協議会（法第6条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の設置・運営に対する助言等の援助を行う。

(2) 農地法、森林法、漁港漁場整備法等に関する知見の提供
基本計画の作成及びその実施に当たっては、法の基本理念に即し、農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

このため、国は、市町村及び再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者（以下「設備整備者」という。）に対し、法に基づく特例措置の対象となつている各個別法に関する知見の提供を行う。

(3) (略)

(4) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）を踏

1 国による施策の総合的な推進

(略)

(1) 市町村による基本計画の作成の促進

農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電が促進されるためには、法の基本理念及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針に即し、市町村による農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）が適切かつ速やかに作成され、円滑かつ確実に実施される必要がある。このため、国は、早期のモデル事例の創出をはじめとする農山漁村において再生可能エネルギー電気の発電の導入を促進するための国の各種施策の充実、基本計画の作成に当たり重要な役割を果たすことが期待される協議会（法第6条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の設置・運営に対する助言等の援助を行う。

(2) 農地法、森林法、漁港漁場整備法等に関する知見の提供
基本計画の作成及びその実施に当たっては、法の基本理念に即し、農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。このため、国は、市町村及び再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者（以下「設備整備者」という。）に対し、法に基づく特例措置の対象となつている各個別法に関する知見の提供を行う。

(3) (略)

(4) 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の適正な運用等

エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）を踏

また、再生可能エネルギーについては、他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減と固定価格買取制度からの自立化を図り、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き進める。また、再生可能エネルギーの主力電源化を進める上では、電力系統に係る制約の克服と調整力の確保が重要であり、既存の電力系統の最大限の活用、ネットワークコスト改革等による電力系統の増強への対応等を進める。その際、農山漁村などの地域に合わせたエネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。）を含めた地産地消型エネルギーシステムの普及に向けて、国及び地方公共団体が連携し、先例となるべき優れたエネルギーシステムの構築を後押しし、地域の活性化に資する再生可能エネルギーの導入を積極的に押し進める。

(5) 木質バイオマス発電や営農型太陽光発電等の農山漁村固有の資源を活用した再生可能エネルギーの導入の推進
未利用間伐材や家畜排せつ物等農林漁業の生産活動に付随して発生するバイオマスを再生可能エネルギー電気の発電に利用することは、6次産業化の取組として農林漁業の振興につながるものである。

また、我が国のエネルギー需要のおよそ半分は熱であり、特に農業生産現場におけるエネルギー消費の大部分を熱が占めている。バイオマスのエネルギー利用の観点からも、発電と熱利用を併せて行うことで効率が上がり、経費の節減に寄与することが期待されていることなどを踏まえ、バイオマス発電の際に生じる熱を農山漁村の熱需要に有効活用し、エネルギー効率を高めることで事業性を高めることも重要である。

このため、バイオマスの効率的な供給体制の構築、バイオマス関連施設の整備及び集落を対象とした木質バイオマス利用を行う地域内エコシステムの構築等の施策を推進するとと

また、固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、環境アセスメントの期間短縮化等の規制緩和等を今後とも推進するとともに、高い発電コスト、出力の不安定性、立地制約といった課題に対処すべく、低コスト化・高効率化のための技術開発、大型蓄電池の開発・実証や送配電網の整備等の取組を積極的に進めていく。

(5) 木質バイオマス等の農山漁村固有の資源を活用した再生可能エネルギーの導入の推進
未利用間伐材や家畜排せつ物等農林漁業の生産活動に付随して発生するバイオマスを再生可能エネルギー電気の発電に利用することは、6次産業化の取組として農林漁業の振興につながるものである。このため、バイオマスの効率的な供給体制の構築及びバイオマス関連施設の整備等の施策を推進するとともに、株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資をはじめとする6次産業化を推進するための施策等の活用を促しながら、木質バイオマス等を利用した再生可能エネルギーの導入を推進する。

もに、株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資をはじめとする6次産業化を推進するための施策等の活用を促しながら、木質バイオマス等を利用した再生可能エネルギーの導入を推進する。

また、農業水利施設を活用して土地改良区等の農業関係団体が小水力発電に取り組むことは、農業水利施設への電力の供給等により、土地改良施設の維持管理費の低減が図られることとなり、地域農業の振興に資するものである。

このため、土地改良区等が行う小水力発電の導入に関する支援を行い、農村における小水力発電の普及を図る。

農地に支柱を立てて営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置して発電する営農型太陽光発電（以下「営農型太陽光発電」という。）は、営農の適切な継続を通じて農地の有効活用が図られるとともに、営農による収入、売電収益由来の収入、電力の自家消費による光熱費削減等によって農業者の所得が向上することにより、荒廃農地の再生や条件不利地域での営農や定住を下支えし、地域の農業の振興に資することが期待される。また、多面的な機能を有する農地上で発電をする形態であることから、地域の農業と調和しながら地域の農業を進展させ、地域の活力の向上につなげることも重要である。さらに、営農型太陽光発電については、農業と発電事業とを両立させることが必要であることから、営農型太陽光発電に取り組む農業者は、中長期的に地域の農業を担い、その栽培した農産物が十分な市場評価を得ることやその販売計画に無理がないことが望ましい。

このため、農地の有効活用や農業者の所得向上に結びつく営農型太陽光発電を促進するため、優良事例の情報収集と周知、(8)の相談窓口における対応、資金調達の円滑化のための金融機関への情報提供、必要な手続の円滑化等を行う。

- (6) 再生可能エネルギーの地産地消の推進
再生可能エネルギー電気やその発電の際に併せて発生する

また、農業水利施設を活用して土地改良区等の農業関係団体が小水力発電に取り組むことは、農業水利施設への電力の供給等により、土地改良施設の維持管理費の低減が図られることとなり、地域農業の振興に資するものである。このため、土地改良区等が行う小水力発電の導入に関する調査設計等への支援により、農村における小水力発電の普及を図る。

- (6) 再生可能エネルギーの地産地消の推進
再生可能エネルギー電気による電気や併せて発生す

熱等のエネルギーを農林漁業関連施設に供給するなど農林漁業の生産活動や地域の農林水産物を活用した食品・製品の製造等に活用する取組（再生可能エネルギーの地産地消）やこの取組を活かした地域づくりを推進することは、地域資源を活用した農山漁村の活性化に大きく貢献するとともに、エネルギー基本計画において示された 2050 年を見据えた長期的な対応を通じた地域の脱炭素化や第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）において示された「地域循環共生圏」の形成に寄与し、また、自然災害等による大規模停電時に地域のエネルギー供給源を多層化・多様化するものとして重要である。また、地方公共団体、企業、市民や金融機関等の地域の主体が協力して立ち上げた地域新電力（地域内の発電電力を最大限に活用し主に地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する小売電気事業をいう。）等により、再生可能エネルギー電気やその発電の際に併せて発生する熱等のエネルギーを自ら開発又は活用し、省エネ蓄エネ価値を合わせて地域へ供給することで、地域経済循環が生まれ地域活性化につながることが期待される。

このため、再生可能エネルギーの地産地消の取組を、技術面、コスト面等における課題を克服しつつ、地域資源を活用する再生可能エネルギー設備と EMS を備えた、地域活性化のモデルとなる取組のノウハウの共有化及び他地域への展開等により、中長期にわたり着実に推進していく。また、再生可能エネルギーの地産地消による取組を消費者や取引先が認識し選択できるようにロビーワークの作成や商品、企業、産地等の情報発信等について検討する。さらに、ロボット技術や ICT を活用したスマート農業に利用されるエネルギーを地域の再生可能エネルギーで賄うことで、再生可能エネルギーの地産地消を拡大する。

- (7) 未利用地等の有効活用
未利用地等のうち、再生利用が困難な農地については、「

熱等のエネルギーを農林漁業関連施設に供給するなど農林漁業の生産活動や地域の農林水産物を活用した食品・製品の製造等に活用する取組（再生可能エネルギーの地産地消）やこの取組を活かした地域づくりを推進することは、地域資源を活用した農山漁村の活性化に大きく貢献するとともに、低炭素社会の実現に寄与するものとして重要である。このため、再生可能エネルギーの地産地消の取組を、技術面、コスト面等における課題を克服しつつ、モデルとなる取組を支援すること等により、中長期にわたり着実に推進していく。

- (新設)

農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号及び 21 農振第 1598 号農林水産省経営局長及び農林水産省農村振興局長通知)において、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があつた場合は、「農地」に該当しない旨判断を行うこととされており、これらの再生利用が困難な荒廃した農地については、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う土地利用として有効活用するため、市町村が基本計画の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域(以下「設備整備区域」という。)を含めることを推進する。

(8) (略)

(9) 被災市町村の復興に資する取組の実施

国は、上記の施策を推進するに当たり、被災市町村の実情に応じたきめ細やかな対応を行う。特に、モデル地区の形成等に当たっては、被災市町村の復興に資する取組を優先的に取り扱うとともに、これらの取組を広く全国に発信することにより、被災市町村の取組に対する国民の関心の喚起に努める。

また、福島新エネ社会構想(平成 28 年 9 月 7 日福島新エネ社会構想実現会議決定)に基づき、再生可能エネルギーの更なる導入拡大に向けた送電線の増強等に取り組む。

2 都道府県による施策の推進

都道府県においては、当該都道府県の区域内における再生可能エネルギー電気の発電の促進のため、地域の実情に応じた様々な措置が講じられている。こうした措置の適切な活用は、市町村による基本計画の作成やこれに即した再生可能エネルギー電気の発電の促進に資することから、都道府県は、市町村や設備整備者に対し、

① 調査事業や研究・実証事業により得られた再生可能エネルギー電気の発電に係る資源の賦存状況や立地条件等に関する情報提供や発電に関する技術的な助言

(7) (略)

(8) 被災市町村の復興に資する取組の実施

国は、上記の施策を推進するに当たり、被災市町村の実情に応じたきめ細やかな対応を行う。特に、モデル地区の形成等に当たっては、被災市町村の復興に資する取組を優先的に取り扱うとともに、これらの取組を広く全国に発信することにより、被災市町村の取組に対する国民の関心の喚起に努める。

2 都道府県による施策の推進

都道府県においては、当該都道府県の区域内における再生可能エネルギー電気の発電の促進のため、地域の実情に応じた様々な措置が講じられている。こうした措置の適切な活用は、市町村による基本計画の作成やこれに即した再生可能エネルギー電気の発電の促進に資することから、都道府県は、市町村や設備整備者に対し、

① 調査事業や研究・実証事業により得られた再生可能エネルギー電気の発電に係る資源の賦存状況や立地条件等に関する情報提供や発電に関する技術的な助言

② 新エネルギービジョン等、都道府県の再生可能エネルギーの導入の促進に関する構想等の内容や活用可能な再生可能エネルギーの導入支援措置の紹介

③ 都道府県が許可権限等を有する規制であつて、再生可能エネルギーの導入に関連するものに関する情報提供等必要な援助を行うよう努めるものとする。

第3 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

農林地並びに漁港及びその周辺の水域は、農林水産物の供給機能や、国土の保全、水源の涵養等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている、地域の貴重な資源である。このことに鑑みれば、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たつては、地域の農林漁業の健全な発展に必要なこれらの資源の確保を図るため、その農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われることが極めて重要である。このため、市町村は、基本計画の設備整備区域に農林地又は漁港若しくはその周辺の水域を含めようとする場合には、以下の事項を踏まえるものとする。

1～3 (略)

第4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

1 基本的考え方

基本計画において再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組を定めるに当たつては、当該市町村や地域の農林漁業の発展に真に必要なものとするべきである。このため、市町村は、基本計画を作成するに当たつては、協議会の場等において地域の農林漁業の実情に

② 新エネルギービジョン等、都道府県の再生可能エネルギーの導入の促進に関する構想等の内容や活用可能な再生可能エネルギーの導入支援措置の紹介

③ 都道府県が許可権限等を有する規制であつて、再生可能エネルギーの導入に関連するものに関する情報提供等必要な援助を行うよう努めるものとする。

第3 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

農林地並びに漁港及びその周辺の水域は、農林水産物の供給機能や、国土の保全、水源の涵養等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている、地域の貴重な資源である。このことに鑑みれば、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たつては、地域の農林漁業の健全な発展に必要なこれらの資源の確保を図るため、その農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われることが極めて重要である。このため、市町村は、基本計画の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（以下「設備整備区域」という。）に農林地又は漁港若しくはその周辺の水域を含めようとする場合には、以下の事項を踏まえるものとする。

1～3 (略)

第4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

1 基本的考え方

基本計画において再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組を定めるに当たつては、当該市町村の農林漁業の発展に真に必要なものとする必要がある。このため、市町村は、基本計画を作成するに当たつては、協議会の場等において地域の農林漁業の実情に詳しい

詳しい関係農林漁業者やその組織する団体の意見を十分聴くとともに、設備整備者に対して、その行う事業に支障が生ずるような過度の負担を負わせることのないよう、整備される再生可能エネルギー発電設備を使って行われる再生可能エネルギー発電事業の収支の見込みや設備整備者の実行能力等を見極めながら、農林漁業の健全な発展に資する取組の内容やその実施に当たったっての役割分担等について、具体的に定めるよう努めなければならぬ。

(略)

2 農林漁業の健全な発展に資する取組の具体例

(1) (略)

(2) 農林漁業関連施設の整備
(略)

・ 風力発電から得られた収益の一部を基金化し、地域の重要な資源である森林の間伐や間伐材の搬出費用に使う取組

・ 太陽光発電事業や小売電気事業から得られた収益の一部を活用し、地元の農林水産物を材料とする料理の提供や地元の農林水産物の加工品を開発し販売することを目的とする飲食店や直売所を整備し運営する取組 等

(3) 農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進

・ 木質バイオマス発電を行う事業者が地域の森林所有者等から未利用間伐材等を安定的な価格で買い取り、発電に活用する取組や地域の再造林費用の一部を補助する取組。また、その際発生する熱を近傍に整備した園芸ハウスに供給し、暖房費を軽減する取組

・ 食品廃棄物を用いたバイオガス発電（コージェネレーション・システム）による売電を行うほか、発電に伴って生じた消化液を液肥として、発電の際に排出された熱を園芸ハウスの暖房としてそれぞれ活用し、作物の生産・加工・販売を行い経営の安定を図る取組

関係農林漁業者やその組織する団体の意見を十分聴くとともに、設備整備者に対して、その行う事業に支障が生ずるような過度の負担を負わせることのないよう、整備される再生可能エネルギー発電設備を使って行われる再生可能エネルギー発電事業の収支の見込みや設備整備者の実行能力等を見極めながら、農林漁業の健全な発展に資する取組の内容やその実施に当たったっての役割分担等について、具体的に定めるよう努めなければならぬ。

(略)

2 農林漁業の健全な発展に資する取組の具体例

(1) (略)

(2) 農林漁業関連施設の整備
(略)

・ 風力発電から得られた収益の一部を基金化し、地域の重要な資源である森林の間伐や間伐材の搬出費用に使う取組
等
(新設)

(3) 農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進

・ 木質バイオマス発電を行う事業者が地域の森林所有者等から未利用間伐材等を安定的な価格で買い取り、発電に活用する取組。また、その際発生する熱を近傍に整備した園芸ハウスに供給し、暖房費を軽減する取組

(新設)

	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売電収益の一部を支出して地域の漁業者が負担する漁船保険や漁業共済の保険料等の一部を補助することにより、保険等への加入を促進し、地域の経営安定に資する取組 ・ <u>売電収入の一部を支出して、農業機械や農業資材を購入又は購入費の一部を補助する取組</u> 等 <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>農林漁業者の確保の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>売電収益の一部を、農業高校の実習環境整備費用とし、次世代の農業者育成を図る取組</u> ・ <u>売電収益の一部を支出して新規就農者を支援する取組</u> ・ <u>売電収益の一部を支出して農地・農業用水等の資源の保全管理活動や施設の長寿命化等、地域の農林漁業者が生活する集落を維持管理する取組</u> 等 <p>3 (略)</p> <p>4 その他</p> <p>基本計画においては、農林漁業の健全な発展に資する取組を具体的に定めた上で、これ以外の望ましい取組として、地域の実情に応じた再生可能エネルギー電気の活用方法（例…災害時の学校や病院等の公共施設への電力の優先供給やバイオエス発電の際に生じた熱の有効活用等）について定めても差し支えない。</p> <p>(略)</p>
第5	<p>その他の基本計画の作成に関する基本的事項</p> <p>1 基本計画の作成に関する留意事項</p> <p>(1) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針</p> <p>当該市町村の未利用資源の賦存状況や土地の利用状況、再生可能エネルギー電気の発電の導入可能性、農林漁業の生産活動への影響、自然環境の保全や景観との調和への配慮の必要性等を踏まえ、地域の関係者の理解を得ながら適切に定め</p>

	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売電収益の一部を支出して地域の漁業者が負担する漁船保険や漁業共済の保険料等の一部を補助することにより、保険等への加入を促進し、地域の経営安定に資する取組 <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p>
第5	<p>その他の基本計画の作成に関する基本的事項</p> <p>1 基本計画の作成に関する留意事項</p> <p>(1) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針</p> <p>当該市町村の未利用資源の賦存状況や土地の利用状況、再生可能エネルギー電気の発電の導入可能性、農林漁業の生産活動への影響、自然環境の保全や景観との調和への配慮の必要性等を踏まえ、地域の関係者の理解を得ながら適切に定め</p>
	<p>3 (略)</p> <p>4 その他</p> <p>基本計画においては、農林漁業の健全な発展に資する取組を具体的に定めた上で、これ以外の望ましい取組として、地域の実情に応じた再生可能エネルギー電気の活用方法（例…災害時の学校、病院等の公共施設への電力の優先供給等）について定めても差し支えない。</p> <p>(略)</p>

るものとする。また、農山漁村に存在する未利用資源を活用した農山漁村の活性化に向けた他の方策との整合性の確保を図るよう努めるものとする。

(2)・(3) (略)

(4) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の発電の促進に関する目標及びその達成状況についての評価

市町村は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の発電による地域の所得の向上や雇用の創出(特に木質バイオマス発電の場合)に関する指標、その達成時期、これを達成するために必要な再生可能エネルギー発電設備の設備容量、総発電量に関する指標等を目標として設定するよう努めるものとする。これに加えて、集落の維持・発展(特に売電収益の一部を活用して集落の維持管理を行う場合)に関する指標などを設定することも望ましい。

(略)

(5) 農林地所有権移転等促進事業

農林地所有権移転等促進事業は、再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備とその周辺の地域における農地の集約化等農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため、農林地等についての権利移転等を一括して行うことを可能とする制度である。農林地所有権移転等促進事業が必要とされる場面で活用されるよう周知に努めることとする。

(略)

2・3 (略)

4 基本計画と他の基本計画等との調和又は整合性の確保に関する留意事項
(略)

また、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画に

るものとする。また、農山漁村に存在する未利用の資源を活用した農山漁村の活性化に向けた他の方策との整合性の確保を図るよう努めるものとする。

(2)・(3) (略)

(4) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の発電の促進に関する目標及びその達成状況についての評価

市町村は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の発電による地域の所得の向上や雇用の創出(特に木質バイオマス発電の場合)に関する指標、その達成時期、これを達成するために必要な再生可能エネルギー発電設備の設備容量、総発電量に関する指標等を目標として設定するよう努めるものとする。

(略)

(5) 農林地所有権移転等促進事業

農林地所有権移転等促進事業は、再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備とその周辺の地域における農地の集約化等農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため、農林地等についての権利移転等を一括して行うことを可能とする制度である。

(略)

2・3 (略)

4 基本計画と他の基本計画等との調和又は整合性の確保に関する留意事項
(略)

また、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画に

において「太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであつて、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項」を定めるものとされている同条第3項に規定する指定都市等にあつては、基本計画における「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模」等の内容と地方公共団体実行計画における当該事項の内容との整合性を確保するよう努めなければならない。

なお、他の計画等との調和や整合性の確保の観点からも、基本計画については条例とすることが推奨される。

5 (略)
6 協議会の運営に関する留意事項
(略)

- (1) (略)
(2) 協議会の主な協議事項

①・② (略)

③ ②のアからウまでに掲げるもののほか、地域の実情や電源の種類に及び、次に掲げる事項等について協議が行われることが望ましい。

ア 再生可能エネルギーの活用方法 (例…災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給やバイオマス発電の際に生じた熱の有効活用等)

イ 再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の実業者等の参加 (例…地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農の適切な継続、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等)

ウ (略)

④ (略)

(3) (略)

7 設備整備計画の認定に関する留意事項

において「太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであつて、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項」を定めるものとされている同条第3項に規定する指定都市等にあつては、基本計画における「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模」等の内容と地方公共団体実行計画における当該事項の内容との整合性を確保するよう努めなければならない。

5 (略)
6 協議会の運営に関する留意事項
(略)

- (1) (略)
(2) 協議会の主な協議事項

①・② (略)

③ ②のアからウまでに掲げるもののほか、地域の実情や電源の種類に及び、次に掲げる事項等について協議が行われることが望ましい。

ア 再生可能エネルギーの活用方法 (例…災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給等)

イ 再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の実業者等の参加 (例…地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、設置工事やメンテナンスの請負等)

ウ (略)

④ (略)

(3) (略)

7 設備整備計画の認定に関する留意事項

- (1) (略)
(2) 認定手続

① (略)

② 計画作成市町村による認定

計画作成市町村は、備整備計画の認定の申請があつた場合には、当該設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであるか、また、必要な資金の確保、設備整備計画に係る地権者の同意の取付け、固定価格買取制度における設備認定等の状況について確認するなどにより当該設備整備計画が実施される見込みが確実であるかを判断した上で、認定の是非を判断するものとする。

(略)

(3)・(4) (略)

8 防災対策及び災害発生時の対応

近年、台風の大規模化、集中豪雨の多発、大規模地震の発生等による自然災害が多発している中で、自然条件の厳しい農山漁村は自然災害に脆弱であり、発電設備の設置に当たっては、気象条件や土地条件、既設の建造物や土木構造物等を利用する場合はその耐久性や健全性を十分に把握した上で、関係する法令や基準に合致したものとす。

また、災害発生のリスクを想定した対応をあらかじめ定めておくことが望ましい。

9 (略)

10 2以上の市町村の区域にわたって再生可能エネルギー発電設備の整備を行うおうとする場合における基本計画の作成等に関する留意事項

再生可能エネルギー発電設備の整備が2以上の市町村の区域にわたって行われようとする場合には、関係する市町村は、次に掲げる事項に留意して基本計画の作成及び設備整備計画の認定を行うよう努めるものとする。

① 複数の市町村が統一の協議会を組織する場合に限り、そ

- (1) (略)
(2) 認定手続

① (略)

② 計画作成市町村による認定

計画作成市町村は、備整備計画の認定の申請があつた場合には、当該設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであるか、また、必要な資金の確保、設備整備計画に係る地権者の同意の取付け、固定価格買取制度における設備認定等の状況について確認するなどにより当該設備整備計画が実施される見込みが確実であるかを判断した上で、認定の是非を判断するものとする。

(略)

(3)・(4) (略)

(新設)

8 (略)

9 2以上の市町村の区域にわたって再生可能エネルギー発電設備の整備を行うおうとする場合における基本計画の作成等に関する留意事項

再生可能エネルギー発電設備の整備が2以上の市町村の区域にわたって行われようとする場合には、関係する市町村は、次に掲げる事項に留意して基本計画の作成及び設備整備計画の認定を行うよう努めるものとする。

(新設)

の協議会の区域を所管する市町村の合同による基本計画を作成することができること。その場合、市町村ごとの責任関係を明確にすること。

② 基本計画を単独で作成する場合、関係する市町村が連絡を密にしなから、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の内容等それぞれが定める基本計画の内容に整合性を持たせること。

③・④ (略)

第6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

1～3 (略)

4 環境影響評価との関係

市町村は、基本計画において環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体が定める条例に基づく環境影響評価の対象事業となる再生可能エネルギー発電設備に係る設備整備区域並びに当該区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模を記載しようとする場合には、当該再生可能エネルギー発電設備の整備による重大な環境影響を回避し、又は低減するための検討を行い、その検討結果を基本計画に反映するものとする。一方、地方公共団体が定める条例に基づく環境影響評価の運用については、地域の実情に応じ各地方公共団体の判断において検討されるべきものであるが、環境影響が小さいと想定される地域に立地するものとして、例えば協議会において十分に地域の合意形成を図ったと判断できるものについては、再生可能エネルギー発電設備の導入をより短期間で円滑に実施できるよう審査の迅速化を図ることが望ましい。

① 関係する市町村が連絡を密にしなから、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の内容等それぞれが定める基本計画の内容に整合性を持たせること。

②・③ (略)

第6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

1～3 (略)

4 環境影響評価との関係

市町村は、基本計画において環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象事業となる再生可能エネルギー発電設備に係る設備整備区域並びに当該区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模を記載しようとする場合には、当該再生可能エネルギー発電設備の整備による重大な環境影響を回避し、又は低減するための検討を行い、その検討結果を基本計画に反映するものとする。